

(2023年7月時点)

健康保険証をお使いの皆さまへ

# 「マイナンバーカード」を 健康保険証としてぜひお使いください！



## 1 データに基づく最適な医療が受けられる

過去に処方されたお薬や特定健診などの情報が医師・薬剤師に共有され(※)、データに基づく最適な医療が受けられるようになります。

※ マイナンバーカードを健康保険証として利用し、医師等と過去の情報を共有した場合には、健康保険証で受診した場合と比べて、初診時等の医療機関・薬局での窓口負担が低くなります。

## 2 保険者への手続きをすれば転職や転居等による保険証の切り替えや更新が不要

今後、転職(※)や転居などがあった場合に保険者への手続きをすれば、保険証の切り替えや更新が不要になります。

※ なお、国民健康保険は、加入及び脱退の届け出が必要です。

## 3 手続きなしで高額療養費の限度額を超える支払いが免除

医療機関の窓口での支払いが高額になる場合に限度額適用認定証等がなくても、所得に応じた限度額までの支払いになります。

※ 国民健康保険税の納入状況により適用できない場合があります。



マイナンバーカードを健康保険証として利用するための登録がまだの方は、以下2つの準備をお願いします。

### STEP1.

#### マイナンバーカードを申請

■申請方法は選択可能です

- オンライン申請  
(パソコン・スマートフォンから)
- 郵便による申請
- まちなかの証明写真機からの申請



### STEP2.

#### マイナンバーカードを健康保険証として登録

■利用登録の方法

- 「マイナポータル」から行う
- セブン銀行ATMから行う
- 医療機関・薬局の受付で行う



会津若松市国保年金課

## マイナンバーカードは安全です！

マイナンバーカードを失くしたら個人情報が流出しそうで不安・・・



▶ マイナンバーカードのICチップには、健康・医療情報や税情報・年金情報などプライバシー性の高い情報は入っていません！

マイナンバーカードを失くした場合、どうすれば良いかわからない・・・



▶ 万が一紛失しても、コールセンター【0120-95-0178：24時間365日受付】に電話することで、カードの利用を一時停止できるので安心です！

マイナンバーを他人に悪用されそうで怖い・・・



▶ 第三者にマイナンバーを見られても、あなたになりすまして手続きを行ったり、あなたの個人情報を調べたりすることはできません！

## 2024（令和6）年秋以降は、 保険証とマイナンバーカードが一体化されます。

- 2024（令和6）年秋以降、マイナンバーカードを紛失・更新中の方やお手元にマイナンバーカードがない方などは、ご加入の医療保険者から、ご本人の被保険者資格の情報を記載した「資格確認書」が交付されます。（2023年7月時点）
- ※ 交付方法等については、正式な決定後、ご加入の医療保険者からお知らせします。



マイナンバーカードは  
こちらのポスターやステッカーを  
貼っている医療機関・薬局で  
**ご利用可能**です！



厚生労働省  
ホームページ

※厚生労働省HPでも  
ご利用可能な  
医療機関・薬局を  
公開しております。

もっと詳しく知りたい方はフリーダイヤルにお問い合わせください  
マイナンバー総合フリーダイヤル TEL：0120-95-0178